

組合だより

第14号

代表理事組合長 吉田 英治

目次

- 1 組合長挨拶
森林林業再生プラン始まる
- 2 総代会
- 3 税制特集 4 相続税-II
- 4 コラム、トピック、連絡

発行所 京都市森林組合 TEL075-722-3622
〒603-8011京都市北区上賀茂二軒家町9番地

向夏の候、組合員の皆様にはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国は先人たちが築き上げた人工林資源を積極的に活用して、木材の安定供給体制の確立、雇用の増大を通じた山村の活性化、木材利用を通じた低炭素社会の構築を図る事として「森林・林業再生プラン」を策定、大きな林業施策の転換期を迎えます。

昨年度より地域説明会を開催し、現在は造林組合単位での最終調整を図っておりますが、地域によっては今すぐ制度自体を当て嵌める事が困難となる可能性がございます。

組合としては地域の実情、地域の機微を大切に計画づくりに努力して参ります。また組合員さまにおかれましては地元での合意形成がスムーズに運びますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

最後に今年度の様々な事業推進につきましても、お力添え賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

森林・林業再生プラン始まる

本年度より国の林業施策が大きく動き出すこととなります。大まかには「今後10年間を目標に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用体制を構築し、我が国の森林・林業の再生を実現する。」という内容です。

制度変更の中にはいろいろなメッセージが見え隠れするように感じます。

森林（民有林）を私有財産より公共財産としての位置づけを全面に配してきた事や従来の民有林の林政では戦後植林された山を育てる（保育）事に重点が置かれていましたが、現在の政策は成熟した森林をどう活かしていけるかに変わりました。

ただ今は、その民有林を育ててきた所有者が後ろ向きになってしまっている嫌いが往々に感じられ、よく耳にするのが、「山をもっていてもしょうがない」と……

こうした状況に対して、再生プランでは、農山村の新しい生活の基軸を作ってくれる資源としてもう一度きちんと個々の所有者が財産として所有林を見直してもらうことに関わってもらい、そして新しい持続的な山村づくりに繋げてもらうという意味合いがあるようです。新しい制度では搬出が伴う間伐や、ある一定のまとまりを持った面積も必要となり、いままで同様の補助金は難しい地域もでてくる可能性があります。

これからの山の守（管理）していく事の過渡期に差し掛かってきているのかもしれない。

森林組合では制度ありきの山づくりではなく、今後地域の山づくりの指針を定め、所有者の山への思いを感じ取り、引き継ぐお手伝い、そのような集約化を進めて参りますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

また制度についての詳細は造林組合毎の地域説明会にてご報告致しますので、ご参加賜りますようお願い申し上げます。



(総括課長 米津)

平成24年度

通常総代会を開催

平成24年度通常総代会を、平成24年5月29日（火）、午後1時30分からグランドプリンスホテル京都において、多数の総代の出席を得て開催しました。

吉田英治代表理事組合長が挨拶を行い、来賓の祝辞を頂戴し、左京区・中京区地区の倉貫博行さんを議長に選任したあと議事が進行されました。

当日上程された議案は次の通りで、いずれも原案通り可決承認されました。

（総務課）

第1号議案 平成23年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、及び剰余金処分案について

第2号議案 平成24年度事業計画の設定について

第3号議案 平成24年度賦課金の徴収について

第4号議案 平成24年度借入金の最高限度額について

第5号議案 平成24年度貸付金の最高限度額及び利率について

第6号議案 平成24年度債務保証の最高限度額について

第7号議案 平成24年度余裕金の預入先について

第8号議案 平成24年度役員報酬について

第9号議案 災害その他緊急の場合における必要な処置について

なお、ご臨席いただいた来賓の方々は次の通りです。

京都府京都林務事務所長 愛甲 政利 様
 京都市産業観光局農林振興室部長 山本 修三 様
 京都府森林組合連合会会長 梅原 久弘 様

貸借対照表

平成24年3月31日

単位:千円

資 産 の 部	
科 目	金 額
現金・預金	44,489
売掛債権	11,749
棚卸資産	3,455
未収金	271,566
その他流動資産	50,197
流動資産合計	381,456
有形固定資産	67,666
無形固定資産	1,034
外部出資	14,287
農林漁貸付金	85,702
固定資産合計	168,689
資産の部合計	550,145
負 債 の 部	
買掛債権	14,427
短期借入金	80,000
未払金	125,308
その他流動負債	10,906
流動負債合計	230,641
退職給付引当金	49,849
農林漁借入金	87,702
固定負債合計	137,551
負債の部合計	368,192
純 資 産 の 部	
出資金	61,451
利益剰余金	113,624
資本準備金	6,878
純資産の部合計	181,953
負債・資本の部合計	550,145

損益計算書

平成23年4月1日から24年3月31日まで

単位:千円

科 目	金 額
指導事業収益	13,530
販売事業収益	191
森林整備事業収益	359,949
事業収益計	373,670
指導事業費用	8,835
販売事業費用	135
森林整備事業費用	220,059
事業費用計	229,029
事業総利益	144,641
事業管理費計	121,533
うち人件費	90,928
事業利益	23,108
事業外損益	1,609
経常利益	24,717
特別損益	-31
税引前当期利益	24,686
法人税・住民税及び事業税	8,619
当期剰余金	16,067
前期繰越剰余金	3,532
当期末処分剰余金	19,599

平成23年度 剰余金処分案

単位:千円

科 目	金 額
当期末処分剰余金	19,599
出資配当	4,301
法定準備金	3,500
任意積立金	8,000
剰余金処分額計	15,801
次期繰越剰余金	3,798

相続税 Ⅱ

相続税、贈与税に係る山林の評価は林地と立木に分けて行われます。

林地の評価

大字等を単位として、国税局長が定めている純山林、中間山林、市街地山林の区分により一筆ごとに評価します。

- **純山林**：林地としてのみの利用を前提とした価格形成が見込まれる山林
- **中間山林**：宅地等他用途への転用期待益をも含んだ価格形成が見込まれる山林
- **市街地山林**：宅地化を前提とした価格形成が見込まれる山林

※今回は純山林の評価を紹介します。

純山林・中間山林の評価

固定資産税評価額に国税局長の定める評価倍率を乗じて評価額を算出します。

$$\text{評価額} = \text{その林地の固定資産税評価額（※保安林の場合最寄りの普通林の評価額）} \times \text{国税局長の定める倍率}$$

※台帳の地積と実際の地積が異なる場合は実際の地積に対応する固定産評価額を求めます。

$$\text{固定資産評価額} \times \text{実際の地積} / \text{台帳の地積}$$

※平成23年度評価倍率は

(http://www.rosenka.nta.go.jp/main_h23/osaka/kyoto/ratios/html/g22206rf.htm) を参照してください。

評価の計算例

固定資産税評価額:100万円、台帳面積:5ha、実際の面積8ha、評価倍率:2.0倍の場合

$$\text{評価額} = 100\text{万円} \times 8\text{ha} / 5\text{ha} \times 2.0 = 320\text{万円}$$

※林業関係の特例等による控除を算出された評価額に対し適用することが出来ます。(次回号に掲載)

評価額×林業関係の特例控除 となります。

立木の評価

主要樹種(スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、雑木)の立木評価は樹種及び樹齢を同じくする林相ごとに次の計算式によって評価します。

$$\text{評価額} = \text{立木の評価額} \times \text{地味級} \times \text{立木度} \times \text{地利級} \times \text{地積} \times \text{林業関係の特例控除割合}$$

※林業関係の特例等による控除を算出された評価額に対し適用することが出来ます。(次回号に掲載)

- **地味級**：林地の地味の肥せき度を示す指数で1本あたりの材積の多寡により3段階で区分
(上級:1.3、中級:1.0、下級:0.6)
- **立木度**：立木の密度を示す指数で、3段階に区分(密:1.0、中庸:0.8、疎:0.6)
- **地利級**：立木の搬出の便否の度合いを示す指数で、小出し距離(集材距離)及び子運搬距離(集材場所からの運材距離)の程度により12段階に区分

具体的な標準価格及び地味級、立木度、地利級が知りたい場合森林組合までお問い合わせください。算出方法をお教えします。

(企画戦略課 西田)

組合員様へご連絡

① クオカード

合併10周年を記念致しまして

組合員の皆様方全員にクオカード(1,000円)をお配りいたします。

今回の組合だよりに同封致しておりますので、ご笑納いただければ幸いです。

② 補助申請

1 下列りの申請は、8月末締切

(なお9月17日以降は、森林経営計画が樹立されていない地域は、すべての補助申請ができませんので、ご注意ください。)

2 間伐の変更点 (間伐される前には、必ず一度組合までご相談ください。)

● 作業にかかる前に、事前申請が必要。

● 間伐は、面積5ha以上・搬出材積10m³/ha以上が必要。

(企画戦略課 山下)

獣害

昨今、林業の深刻な課題に獣害がある。植林をしても鹿が苗木を食べてしまい林に成長しない。

この15年程で山造りの様子は一変した。15年前には「鹿がスギ、ヒノキを食べるのか？」と疑っていたくらいだ。特に新植作業の変化は顕著で植林地を鹿ネットで囲う努力をしたり、最近では苗木を一本一本細長いネットで覆って鹿に食べられないように保護したりする。

森林組合は依頼を請け植林を行っているが、獣害のリスクがある。上の様に策を講じて、鹿はどうか苗木を食べようと、鹿同士連携プレーで鹿ネットを飛び越えたり、一本ずつのネットも地際からたくし上げて中の苗木を食べたりしているのだ。保育作業にかかるコスト高の課題もあり、今後、新規に植林し保育することが難しいのであれば、今、成立している林分は資源としてますます大切に扱う必要性が高まるだろう。

(森林整備課 吉田)



ボーイスカウト運動

1907年にイギリスの軍人バーデン・パウエル卿が同国のブラウンシー島で約20人の少年を集めて行った実験キャンプから始まったボーイスカウト運動は、たちまち少年達の心をつかみ、やがて世界各国へ広がってゆく。現在では世界161の国と地域、約3000万人が加盟する世界最大の青少年運動です。

そのきっかけの一つにこんな話があります。1909年秋のことでした、イギリスの都ロンドンはこの日も一日中濃い霧に包まれていました。シカゴからロンドンに来たウィリアム・ボイス氏はある事務所を探していましたが、道に迷って困り果てていました。そのとき霧の中から一人の少年が近づいてきて、少年は道に困っている事がわかると先に立ってボイス氏を案内しました。ボイス氏はアメリカ人の習慣でチップをあげようとしたのですが、少年はさっと敬礼をして「僕はボーイスカウトです、私に一日一善をさせて下さってありがとうございます。スカウトは他の人を助ける事でお礼はもらいません」と言い、ボイス氏が少年の名前を聞く前に、ニッコリ笑って立ち去りました。イギリスの本部でボーイスカウトの事を詳しく調べたボイス氏はアメリカに帰って大統領のタフト氏などに話をし、やがてアメリカでもボーイスカウト運動が始められました。この少年がだれだったのか？誰も知りません。しかし誰も知らないこの少年の小さな善行がアメリカのたくさんの少年にボーイスカウトを伝えるもとになったのでした。

(森林整備士 筈井)

